

## 西村あさひ法律事務所

# バングラデシュ: 会社法等の最新投資法制の基礎(第2回) 現地拠点の設立・設置(2)


アジアニューズレター

2022年3月14日号

執筆者:

[E-mail](#)  [湯川 雄介](#)

[E-mail](#)  [伴 真範](#)

[E-mail](#)  [今泉 勇](#)

## 1. はじめに

第1回に引き続き、バングラデシュにおける現地拠点の設立・設置について解説致します<sup>1</sup>。

## 2. 現地拠点の設立・設置(承前)

### (1) 会社(承前)

c. 所轄当局における登録等

(a) 所轄当局

会社は、会社法に基づきダッカに所在する RJSC、及びバングラデシュ投資庁(BIDA: Bangladesh Investment Development Authority)(BIDA 法に従い、同庁が主たる投資促進機関の場合)にそれぞれ登録が必要です。他方、会社が他の投資促進機関(IPA: Investment Promotion Agency)の管轄下の各地域(ゾーン)に設立する場合、BIDA への登録は必要とされません。主な IPA として、次のものがあります。

- (i) バングラデシュ経済特区庁(BEZA: Bangladesh Economic Zones Authority)
- (ii) バングラデシュ官民パートナーシップ庁(PPPAB: Public Private Partnership Authority Bangladesh)
- (iii) バングラデシュ輸出加工区庁(BEPZA: Bangladesh Export Processing Zones Authority)
- (iv) バングラデシュハイテクパーク庁(BHTPA: Bangladesh Hi-Tech Park Authority)

現在、バングラデシュには、88 か所の経済特区(EZ: Economic Zone)、8 か所の輸出加工区(EPZ: Export Processing Zone)、28 か所のハイテク・パーク(HTP: Hi-Tech Park)/ソフトウェア・テクノロジー・パーク(STP: Software Technology Par)があります。これらの各ゾーンで事業活動を行う場合、それぞれの所轄当局への登録が必要となります。なお、EZ、EPZ、及び HTP では、それぞれ税の減免等の投資優遇措置が定められています。上記に対し、官民パートナーシップを行うためには、PPPAB の許可が必要となります。

(b) 設立手続

前述の通り、会社を設立するためには、会社法に基づき、RJSC に設立登録を行う必要がありますが、主な手続の概要は、以下の通りです。

<sup>1</sup> なお、連載第1回において定義した用語は、本稿においても同じ意味を有するものとします。

- (i) 設立発起人(2名以上)による商号及び会社設立に係る決議
- (ii) RJSCによる商号調査に係るクリアランス
- (iii) バングラデシュの銀行に設立前口座の開設
- (iv) 設立前口座への資本金の送金、及び銀行から支払証明書の取得
- (v) 各取締役による署名済み基本定款及び附属定款、取締役に係る情報等を含む必要書類の RJSC への提出

設立前口座への資本金の送金は、海外からのみ可能です。また、設立前口座から引き出しも認められません。新会社の設立及び RJSC における登録後において通常の銀行口座が開設されると、設立前口座内の資金は当該通常の銀行口座に振り替えられ、設立前口座は閉鎖されることとなります。

(c) 許認可等

会社設立後は、一般的に必要な許認可等として、営業許可証(Trade License)、納税者番号(e-TIN: Tax Identification Number)、付加価値税事業者登録番号(BIN: Business Identification Number)、商工会議所登録、BIDA(又は IPA)登録等があります。また、これらの許認可等のほか、事業内容に応じて、個別の事業に係る許認可等が必要とされる可能性もあります。

(d) 外国人の雇用

会社が外国人を従業員として雇用する場合、BIDA 又は IPA から労働許可(Work Permit)を取得しなければなりません。労働許可の取得手続の概要は、以下の通りです。

- (i) BIDA/IPA から推薦状の取得
- (ii) バングラデシュ大使館等から雇用ビザ(E-Visa: Employment Visa)又は投資家(PI: Private Investor)ビザの取得
- (iii) BIDA/IPA から労働許可の取得

労働許可が発行される要件の1つとして、海外からの外国送金で、5万米ドル以上が会社へ送金されることが必要とされています。なお、労働許可の取得には2~3か月以上を要する場合があります。

**(2) 支店・駐在員事務所**

a. BIDA 許可

会社(本店)がバングラデシュに支店又は駐在員事務所を設置する場合、BIDA の事前許可(以下「BIDA 許可」)を取得することが必要とされます(Foreign Exchange Regulation Act, 1947、バングラデシュ銀行発行の外国為替取引ガイドライン、及び BIDA 法)。

BIDA 許可を取得するためには、必要な情報を記載した所定の申請書のほか、その他の必要書類を提出する必要があります。必要書類には、取締役に関する情報、認証済み会社定款、取締役会議事録、組織図及び現地拠点の活動内容、監査済み財務諸表、現地代表者への委任状、現地代表者に係る情報等が含まれます。

b. 法的性質

支店又は駐在員事務所は、会社(本店)から独立した法人格は有しておらず、会社(本店)の一部であり、会社(本店)の定款が支店又は駐在員事務所の活動を規律するものと考えられています。

c. 収益活動

支店は、本店と同じ事業を行い、BIDA 許可を得た取引を行うことができます。また、支店は、許可を得た事業分野が

ら収益を得ることもできます。

駐在員事務所は、本店と現地代理人との連絡/調整を行い、自社製品に関する販売促進活動を行い、BIDA から許可された活動を行うことができます。但し、バングラデシュでは収益を得ることはできません。

d. 運転資金、設置費用等


駐在員事務所の設置及び運営に関する費用(外国人従業員及び現地従業員の給与を含みます。)は、本店から外国送金された資金によって賄う必要があります。

支店及び駐在員事務所のいずれについても、BIDA 許可の発行日から 2 か月以内に、5 万米ドル相当の外国為替によりバングラデシュ国内に送金することが必要とされます。当該資金は、当初設立費用及び 6 か月分の運営費用が想定されています。

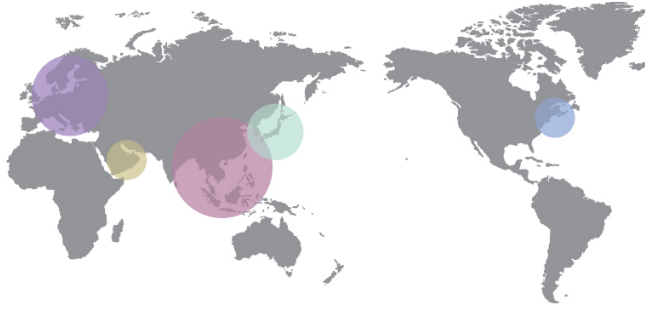
(次号に続く)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
臼杵弘宗  
伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
中川佳宣  
舞田靖子

## バンコク

Tel +66-2-126-9100  
E-mail info\_bangkok@nishimura.com  
共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi  
Rosetini & Partners Law Firm  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@nishimura.com  
パートナー 町田憲昭

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@nishimura.com  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

## 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@nishimura.com  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700  
E-mail info\_shanghai@nishimura.com  
首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@nishimura.com  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s.okada@nishimura.com  
代表 岡田早織

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介  
梅田賢

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456  
E-mail info\_dubai@nishimura.com  
パートナー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com  
共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 大矢和秀  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@nishimura.com  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

Last updated: 2022.1